

在宅介護

オアシス支援事業

くわしくは 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎(21)5100



♥在宅介護オアシス支援事業とは？

高齢者や障がい者が日常的に集うことのできる場を提供する事業です。そこで行われる活動を通して、生きがいづくりや仲間づくりなど、介護予防を目指しています。

高齢者が要介護状態にならないためには、自ら介護予防に取り組むことが重要です。

また、冠婚葬祭などにより保護が必要となった乳幼児や児童の受け入れも行っています。

♥一緒に活動してみませんか

市内には、15カ所の在宅介護オアシス支援施設があります。施設ごとに特色があり、雰囲気や活動内容はさまざまです。

新しい居場所を見つけ、一緒に活動してみませんか。随時見学を受け付けています。

♥利用できる方

①65歳以上で介護認定を受けていない高齢者および障がい者で、次のことに該当する方

- ・季節の話題や地域の伝承、料理など、いろいろな話題で会話を楽しみたい
- ・健康の維持・増進のため、活動がしたい
- ・新しい活動にチャレンジしたい
- ②親の冠婚葬祭などで保護が必要な乳幼児や児童

♥活動内容

- 文化活動(書道・手芸・マージャン・カラオケ・大正琴・踊りなど)
- スポーツ活動(ゲートボール・グラウンドゴルフなど)
- 日帰りバスツアー、買い物ツアー
- 給食サービス(昼食・おやつ)



法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の2種類があります。

◆法定後見制度

法定後見制度は、左表のとおり補助・保佐・成年後見の3つに分かれています。

補助人や保佐人、成年後見人は本人の利益を考慮し、本人に代わって契約などの法律行為や、本人が同意していない不利益な法律行為の取り消し、財産管理を行います。なお、この制度の申し立ては、本人や配偶者および4親等以内の親族が行いますが、身寄りがいない場合には、市町村長が行うこともできます。

◆任意後見制度

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分になってしまったときに備えて、自らが後見人を選び、自分の生活や財産管理の方法について、あらかじめ契約しておくものです。契約は判断能力が減退した後、家庭裁判所の審判を経て発効します。

次のような場合にも、制度をご利用ください

◆財産管理の例

- 親が死亡した知的障がい者が相続や預貯金の管理に困っている
- 認知症高齢者の預貯金を、親族が

♥利用料

高齢者・障がい者：1日1,200円程度
乳幼児・児童：1時間単位で設定(金額は施設によって異なります)

♥申込方法

左表の施設一覧から、利用したい施設へ直接お申し込みください。

表：在宅介護オアシス支援施設一覧

施設名	所在地	電話番号	休所日
森友あかね	森友 1578	21-4300	土・日
せがわ	瀬川 1163-2	22-0310	
毎日クリスマス	佐下部 305	21-7030	
あおぞら	森友 535-5	23-0677	
グループこばやし	小林 4046-1	26-8140	
ほほえみ	瀬尾 528-8	22-9008	
杉並	板橋 941-17	26-6940	
野の花	板橋 2306-1	27-3920	
足尾みんなの家	足尾町赤倉 3-11	93-0711	
はじめのいっぽ	所野 1541-2371	090-3216-9509	
ひだまり	日向 579	25-7256	
大原あかね	鬼怒川温泉大原 334-6	25-6208	
ひなたぼっこ	木和田島 1373-231	26-1117	木・日
もみの木	大桑町 1161-2	21-9118	月・木
おうらん 桜蘭	鬼怒川温泉滝 410	76-2200	日・月

施設「あおぞら」利用者の声

初めてのパン作り。焼きたてのパンが食べられるなんて幸せ。

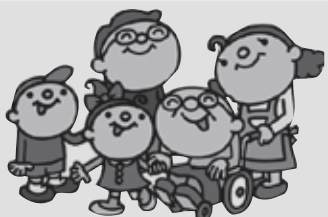


楽しい活動がたくさんある「あおぞら」に行きのが楽しみです。

～自分らしく生きるために～

せいねんこうけん

成年後見制度があります



成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方を支援する制度です。代理権などを与えられた後見人が、本人の意思を尊重しつつ心身の状態や生活状況を考慮しながら本人を保護し支援します。今回は、制度の内容についてお知らせします。

表：成年後見の種類

種類	対象者
補助	判断能力が不十分な方(重要な法律行為ができるかどうか心配がある) 事例 軽度の認知症の女性(80歳) 米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗が増え、訪問販売員から必要のない高額の着物を購入してしまった。
保佐	判断能力が著しく不十分な方(日常的な買い物は自分でできるが、重要な法律行為は自分でできない) 事例 中軽度の認知症の女性(73歳) 最近、物忘れの症状が進み、買い物で1万円札を出したか5,000円札を出したか分からなくなることが増えた。生活に支障が出てきたため、家族と同居した。
成年後見	ほとんど判断できない方(重要な法律行為は自分でできない) 事例 アルツハイマー病の男性(54歳) 5年程前から物忘れがひどくなり、直属の部下を見ても誰か分からなくなると、社会生活を送ることができなくなった。症状が重くなり、2年前から入院中。

勝手に使ってしまう

○認知症の方が訪問販売などの悪徳商法の被害に繰り返し遭う

◆介護に関する契約などの例

○認知症の一人暮らしの高齢者で、福祉サービスの利用契約が必要

◇

◇

成年後見制度を利用するための手続きなどについて、あらかじめ相談することがあります。詳しくは次の相談窓口へお問い合わせください。

◆相談窓口

- 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎(21)5100
- 社会福祉課 障がい福祉係 ☎(21)5174
- 市地域包括支援センター ☎(21)2137
- 今市東地域包括支援センター ☎(26)6537
- 今市南地域包括支援センター ☎(25)6444
- 今市北地域包括支援センター ☎(21)7081
- 日光・足尾地域包括支援センター ☎(25)3255
- 藤原・栗山地域包括支援センター ☎(76)3333
- 市社会福祉協議会 ☎(21)2759
- 民間専門相談機関
- 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部 ☎028(632)9420